

平成四年通商産業省令第八十号

計量単位規則

計量法（平成四年法律第五十一号）第六条、第七条、第九条第一項及び附則第七条並びに計量単位令（平成四年政令第三百五十七号）第七条第一号及び第三号、第十条並びに第十二条第一号の規定に基づき、計量単位規則を次のように定める。

第一条 計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第六条の経済産業省令で定める計量単位及びその定義は、別表第一のとおりとする。
(記号)

第二条 法第七条の経済産業省令で定める計量単位の記号は、次のとおりとする。

一 法第三条及び第四条に規定する計量単位にあつては別表第二に掲げるもの。

二 法第五条第一項に規定する計量単位にあつては次に掲げるもの。

イ 計量単位令（平成四年政令第三百五十七号。以下「令」という。）第四条第一号に規定する計量単位にあつては前号に規定する計量単位の記号の直前に別表第三に掲げる記号（以下「接頭語」の記号）という。）を付したもの

ロ 令第四条第二号に規定する計量単位にあつては令別表第五の第二欄に掲げる計量単位の記号中の同表の第三欄に掲げる語の記号の直前に接頭語の記号を付したもの

ハ 令第四条第三号に規定する計量単位にあつてはロに規定する計量単位の記号の直前に接頭語の記号を付したもの

三 法第五条第二項の規定に基づき令第五条に規定する計量単位にあつては別表第四に掲げるもの

四 法第六条の規定に基づき第一条に規定する計量単位にあつては別表第五に掲げるもの

五 法附則第七条の経済産業省令で定める計量単位にあつては前号に規定する計量単位の記号の直前に別表第三に掲げる記号（以下「接頭語」の記号）を付したもの

六 法附則第五条第一項の規定に基づき令第八条に規定する計量単位にあつては別表第六に掲げるもの

七 法附則第六条第一項に規定する計量単位にあつては別表第七に掲げるもの

（特殊の計量に使用する計量器）

第三条 法第九条第一項の経済産業省令で定める特殊の計量に使用する計量器は、法第五条第二項で定める計量単位それぞれについて令第五条に定める特殊の計量以外の計量に使用されないことが当該特殊の計量に使用される旨の表示その他の当該計量器の外観から明らかなものとする。

第四条 令別表第一第七号の経済産業省令で定める光度は、その光源の放射する光を構成する波長毎に別表第八に掲げる分光視感効率を用いて次に掲げる方法により算出する。
(光度)

一 光源の放射する光のスペクトルが連続スペクトルであるものにあつては、左に掲げる式によるもの

$$I = K_m \cdot 2 \int_{\lambda_1}^{\lambda_2} I_e(\lambda) d\lambda$$

Iは、定めようとする光度を表す値

K_mは、最大分光視感効果度

V(λ)は、波長λの分光視感効率

λ₁は積分範囲の下限の波長で三百六十ナノメートル

λ₂は積分範囲の上限の波長で八百三十ナノメートル

I_e(λ)は、その光度を定めようとする光源の光度を定めようとする方向における波長λにおける分光放射強度の値

二 光源の放射する光のスペクトルが輝線スペクトルであるものにあつては、左に掲げる式によるもの

$$I = K_m \cdot V(\lambda) I_e(\lambda)$$

I、K_m及びV(λ)は、前号の場合と同じ

I_e、V(λ)は、その光度を定めようとする光源の光度を定めようとする方向における波長λにおける輝線スペクトルの放射強度の値

λは、波長三百六十ナノメートルから八百三十ナノメートルまでの範囲の波長

（線質係数）

第五条 令別表第一第六十四号の経済産業省令で定める係数は、別表第九に掲げる線質係数とその他の因子の積とする。

2 前項に規定するその他の因子は、一とする。

（音圧レベルにおける聽感補正）

第六条 令別表第一第六号の音圧実効値に経済産業省令で定める聽感補正を行つて得られる値は、その音を構成する周波数毎に別表第十に掲げる補正值を用いて次に掲げる式により算出する。

$$P_n = (P_{n-2} \cdot 10 \cdot a_n / 10)^{1/2}$$

P_nは、音圧実効値に聽感補正を行つて得られる値

P_nは、周波数がnヘルツである成分の音圧実効値
anは、周波数nヘルツにおける補正值

(振動加速度レベルにおける感覚補正)

第七条 令別表第二第七号の振動加速度実効値に経済産業省令で定める感覚補正を行つて得られる値は、その振動を構成する鉛直振動の周波数毎に別表第十一に掲げる補正值を用いて次に掲げる式により算出する。

$$A_{\parallel} = (\Sigma A_{n^2} \cdot 10a_n / 10) \cdot 1/2$$

A_{parallel}は、振動加速度実効値に感覚補正を行つて得られる値

A_nは、周波数nヘルツである成分の鉛直振動の振動加速度実効値

a_nは、周波数nヘルツにおける補正值

(法定計量単位による目盛等を付した計量器)

第八条 令第七条第二号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器であつて、別表第十二の中欄又は下欄に掲げる表示を付したものうち法定計量単位により計量することが著しく困難なものに用いるものとして、経済産業大臣の承認を受けたものとする。

一 輸出すべき機械又は装置を製造する者が当該機械又は装置の購入者の指示により行う設計図面の製作又は補修に用いるもの

二 国、地方公共団体又はこれらに準ずる者が輸出する貨物について当該貨物の仕向地の法令又は確立された国際的基準に従つて行う検査に用いるもの

三 輸出する貨物について当該貨物の購入者又はその指定する者が購入に際してする検査に用いるもの（前号に掲げるものを除く。）

四 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第八号の検量事業を営む者が輸出する貨物の船積又は輸入する貨物の陸揚げを行うに際してするその貨物の容積又は質量の検査に用いるもの（前二号に掲げるものを除く。）

第九条 令第七条第三号の経済産業省令で定める商品は、次のとおりとする。

一 令第七条第一号及び第二号の計量器を使用する者又は製造し若しくは修理する者が用いる計量器であつて経済産業大臣の承認を受けたもの

二 都道府県知事の用いる計量器であつて経済産業大臣に届け出たもの
(輸入された商品)

三 豆類及びその調製品

四 生鮮肉類及び肉製品

五 魚類、えび類及びに類並びにこれらの加工品

六 野菜及びその加工品

七 果実及びその加工品

八 生鮮肉類及び肉製品

九 魚類、えび類及びに類並びにこれらの加工品

十 茶、コーヒー及びココアの調製品

十一 香辛料

十二 めん・パン類

十三 菓子類

十四 酪農製品

十五 加工卵製品

十六 ソース

十七 調味料関連製品

十八 アルコールを含まない飲料

十九 食品のかん詰及びびん詰（他の号に掲げるものを除く。）

二十 化粧品（第二十三号に掲げるものを除く。）

二十一 歯磨き

二十二 化粧石けん

二十三 医薬部外品であつて次に掲げるもの

二十四 口中清涼剤

二十五 臭止剤

二十六 育毛剤

二十七 粉類

六 力率	五 粒度	四 圧縮強さ	三 引張強さ	二 比重	一 織度	物象の状態の量	別表第一（第一条関係）
（計量単位を付さない）	メートル	バスカル又はニュートン每平方メートル	バスカル又はニュートン每平方メートル	日本酒度	重ボーメ度	（計量単位を付さない）	定義
						キログラム每メートルの九百万分の一	一メートルにつき一キログラムである織度
						キログラム每メートルの百万分の一	一メートルにつき一キログラムである纖度
						（前段の水の温度は温度を指定したときはその指定の温度、温度を指定しないときは四セルシウス度とする。）	物質の質量とその物質の十万千三百二十五パスカルの圧力の下において同一の体積を有する水の質量に対する比の値の逆数から一を減じた値の千四百四十三倍
						（前段の水の温度は温度を指定したときはその指定の温度、温度を指定しないときは四セルシウス度とする。）	一から物質の質量のその物質と十万千三百二十五パスカルの圧力、四セルシウス度の温度の下において同一の体積を有する水の質量に対する比の値の逆数を減じた値の百四十四・三倍
						（前段の水の温度は温度を指定したときはその指定の温度、温度を指定しないときは四セルシウス度とする。）	一平方メートルの初期断面につき一二ニュートンの引張強さ
						（前段の水の温度は温度を指定したときはその指定の温度、温度を指定しないときは四セルシウス度とする。）	一平方メートルの初期断面につき一二ニュートンの引張強さ
						（前段の水の温度は温度を指定したときはその指定の温度、温度を指定しないときは四セルシウス度とする。）	ある物質が通過することができる最小の方形網目又は円形網目の一边の長さ又は直径が一メートルであるときの粒度
						（前段の水の温度は温度を指定したときはその指定の温度、温度を指定しないときは四セルシウス度とする。）	電力の電力の二乗と無効電力の二乗との和の平方根に対する比

熱伝導率	熱量	流量	質量流量	工率	仕事	動粘度	粘度	応力	圧力	力のモーメント	密度	波数	回転速度	周波数	加速度	速さ																									
ワット每メートル毎ケルビン	ワット時	ワット秒	ジユール	立方メートル毎時	立方メートル毎分	立方メートル毎秒	トン毎時	トン毎分	トン毎秒	グラム每時	グラム每分	グラム每秒	ワット	ワット時	ワット秒	平方メートル毎秒	ニュートン秒每平方メートル	ニュートン每平方メートル	ニュートンメートル	ニュートル	グラム毎リットル	キログラム毎立方メートル	グラム每立方メートル	キログラム每立方メートル	メートル毎時	メートル毎秒	ヘルツ	メートル毎秒													
W / (m · K)	W · h	W · s	J	1 / h 又はL / h	1 / m 又はL / m	1 / s 又はL / s	m 3 / h	m 3 / m	m 3 / s	t / h	t / m	t / s	g / h	g / m	g / s	k g / h	k g / m	k g / s	W	W · h	W · s	J	m 2 / s	N · s / m 2	P a · s	N / m 2	P a	b a r	N · m	N	g / 1 又はg / L	g / m 3	k g / m 3	m 1	h 1	m 1	s 1	H z	m / s 2	m / h	m / s

	エントロピー	電気量	比熱容量	ワット每メートル毎度
電界の強さ	ジユール每キログラム毎ケルビン	ジユール(度)	ジユール(度)	W/(m·°C)
電圧	ジユール每キログラム毎度	J/(kg·K)	J/(kg·°C)	J/V
起電力	ボルト	ボルト	ボルト	V
静電容量	クーロン	クーロン	クーロン	C
磁界の強さ	アンペア每メートル	アンペア每メートル	アンペア每メートル	A/m
磁束密度	テスラ	テスラ	テスラ	T
磁束	ウエーバ每平方メートル	ウエーバ每平方メートル	ウエーバ每平方メートル	Wb/m ²
インダクタンス	ヘンリー	ヘンリー	ヘンリー	H
電気抵抗	オーム	オーム	オーム	Ω
電気のコンダクタンス	ジーメンス	ジーメンス	ジーメンス	S
インピーダンス	オーム	オーム	オーム	Ω
電力量	ワット	ワット	ワット	W
電力	ジユール	ジユール	ジユール	J
電力量	ワット秒	ワット秒	ワット秒	J
電力	ワット時	ワット時	ワット時	W
電磁波の電力密度	ワット每平方メートル	ワット每平方メートル	ワット每平方メートル	W/m ²
放射強度	ワット每ステラジアン	ワット每ステラジアン	ワット每ステラジアン	Wsr
光束	ルーメン	ルーメン	ルーメン	lm
輝度	カンデラ每平方メートル	カンデラ每平方メートル	カンデラ每平方メートル	cd/m ²
照度	ルクス	ルクス	ルクス	lx
音響パワー	ワット	ワット	ワット	W
濃度	モル每立方メートル	モル每立方メートル	モル每立方メートル	mol/m ³
放射能	キログラム每立方メートル	キログラム每立方メートル	キログラム每立方メートル	kg/m ³
中性子放出率	グラム每リットル	グラム每リットル	グラム每リットル	g/L
吸収線量	ラド	ラド	ラド	rad
吸収線量	グレイ	グレイ	グレイ	Gray
放射能	ベク렐	ベク렐	ベク렐	Bq
中性子放出率	毎分	毎分	毎分	min ⁻¹
吸収線量率	ラド毎分	ラド毎分	ラド毎分	rad/min
吸収線量率	グレイ毎秒	グレイ毎秒	グレイ毎秒	Gray/s
放射能	キュリー	キュリー	キュリー	Ci
中性子放出率	ラド	ラド	ラド	rad
吸収線量率	ラド	ラド	ラド	rad

別表第3(第2条関係)

体積十億分率	ピーエッチ
体積一兆分率	
体積千兆分率	

v
o
l
p
p
b
又
是
p
p
t
v
o
l
p
p
t
又
是
p
p
b

接頭語

ヨタ
ゼタ
エクサ
ペタ
テラ
ギガ
メガ
キロ
ヘクト
デカ
デシ
センチ
ミリ
マイクロ
ナノ
ピコ
フェムト
アト
ゼプト
ヨクト

記号

y
z
a
f
p
n
m
c
d
d
a
h
k
M
G
T
P
E
Z
Y

別表第4(第2条関係)

特殊の計量

海面又は空中における長さの計量
電磁波の波長、膜厚又は物体の表面の粗さ若しくは結晶格子に係る長さの計量

記号

メートル
センチメートル
ミリメートル
ナノメートル
ピコメートル
フェムトメートル
アトメートル
ゼプトメートル
ヨクトメートル
海里
オングストローム
カラット
トロイオンス
点
トロイオンス
もんめ
力ラット
メートル又はナミ
記号

計量単位

メートル
センチメートル
ミリメートル
ナノメートル
ピコメートル
フェムトメートル
アトメートル
ゼプトメートル
ヨクトメートル
海里
オングストローム
カラット
トロイオンス
点
トロイオンス
もんめ
力ラット
メートル又はナミ
記号

船舶の体積の計量
土地の面積の計量
航海又は航空に係る角度の計量
航海又は航空に係る速さの計量
重力加速度又は地震に係る振動加速度の計量
生体内の圧力の計量

m H 2 O	m m H g	c m H g	m H g	m G a l	G a l	k t	T	h a	a p t	o z	m o m	c t	A	M 又 は n m	記号	
水柱 メートル	水銀柱 センチメートル	水銀柱 ミリメートル	水銀柱 ミリガル	ガル	ノット	トン	ヘクトール	アール	点	トロイオンス	カラット	トロイオンス	もんめ	オングストローム	メートル又はナミ	記号

物象の状態の量	別表第5(第2条関係)	人若しくは動物が摂取する物の熱量又は人若しくは動物が代謝により消費する熱量の計量										血圧の計量	
		織度	比重	引張強さ	圧縮強さ	粒度	屈折度	湿度	温度	記号	水柱センチメートル	水柱ミリメートル	
キログラム	キログラム每メートル	重ボーム度	重ボーム度	重ボーム度	重ボーム度	重ボーム度	重ボーム度	湿度百分率	温度	D p t r 又はD	m / m ²	m / m ²	G c a l
デニール	デニール	バスク	バスク	バスク	バスク	バスク	バスク	セルシウス度又は度	℃	m / 1	m / m ²	m / m ²	M c a l
テクス	テクス	ニユートン	ニユートン	ニユートン	ニユートン	ニユートン	ニユートン	毎平方メートル每秒	%	N / m ²	P a	P a	k g / m
パスカル	パスカル	ニユートン每平方メートル	ニユートン每平方メートル	ニユートン每平方メートル	ニユートン每平方メートル	ニユートン每平方メートル	ニユートン每平方メートル	毎平方メートル每秒	W / m ²	J / m ²	t e x	T o r r	c m H ₂ O
バスクアル	バスクアル	ニユートンメートル	ニユートンメートル	ニユートンメートル	ニユートンメートル	ニユートンメートル	ニユートンメートル	ジユール每平方メートル	J / m ²	W · s / m ²	D	B h	T o r r
粒子フルエンス率	粒子フルエンス率	ジユール每平方メートル	ジユール每平方メートル	ジユール每平方メートル	ジユール每平方メートル	ジユール每平方メートル	ジユール每平方メートル	ワット秒每平方メートル	W / m ²	J / (m ² · s)	p a	P a	m m Hg
エネルギーフルエンス	エネルギーフルエンス	ワット每平方メートル	ワット每平方メートル	ワット每平方メートル	ワット每平方メートル	ワット每平方メートル	ワット每平方メートル	ワット秒每平方メートル	W / m ²	W · s / m ²	m / 2	m / 2	c a l
エネルギーフルエンス率	エネルギーフルエンス率	エネルギーフルエンス率	エネルギーフルエンス率	エネルギーフルエンス率	エネルギーフルエンス率	エネルギーフルエンス率	エネルギーフルエンス率	エネルギーフルエンス率	W / m ²	J / (m ² · s)	m / 2 · m i n + 1	m / 2 · m i n + 1	H 2 O
放射能面密度	放射能面密度	ベクレル每立方メートル	ベクレル每立方メートル	ベクレル每立方メートル	ベクレル每立方メートル	ベクレル每立方メートル	ベクレル每立方メートル	ベクレル每立方メートル	ベクレル每立方メートル	ベクレル每立方メートル	C i / g	C i / k g	c m
放射能濃度	放射能濃度	ベクレル每立方メートル	ベクレル每立方メートル	ベクレル每立方メートル	ベクレル每立方メートル	ベクレル每立方メートル	ベクレル每立方メートル	ベクレル每立方メートル	ベクレル每立方メートル	ベクレル每立方メートル	C i / l	C i / l 又は C i / L	H 2 O
キュリー	キュリー	キュリー每グラム	キュリー每グラム	キュリー每グラム	キュリー每グラム	キュリー每グラム	キュリー每グラム	キュリー每グラム	キュリー每グラム	キュリー每グラム	キュリー	キュリー	T o r r
キュリー	キュリー	キュリー每リットル	キュリー每リットル	キュリー每リットル	キュリー每リットル	キュリー每リットル	キュリー每リットル	キュリー每リットル	キュリー每リットル	キュリー每リットル	キュリー	キュリー	m m H ₂ O

該当値がないときには、補間法によつて計算する。
(第5章関係)

別表第9（第5条関係）

